

# 令和5年度新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズム コンテンツ創出事業補助金応募要領（2次公募）

新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金交付要綱（令和5年7月3日 文ス第74号）第22条の規定に基づき、補助金の申請について必要な事項を、以下のとおり定める。

## 1 概要

沖縄県では、令和4年3月に「第2期沖縄県スポーツ推進計画」（令和4～8年度）を策定し、各種施策の推進に取り組んでいる。

計画において、スポーツツーリズムは、スポーツによる地域の活性化のために重要な施策のひとつであり、スポーツキャンプやコンベンション（大会等）の開催等、これまでの取組により一定の成果がみられるが、今後さらに推進していくためには、新たなコンテンツの開発も重要となっている。

## 2 事業の目的

「スポーツアイランド沖縄」の形成に向け、スポーツを通じた地域・経済の活性化を推進するため、新たなスポーツアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツを創出するなど、地域資源とスポーツが融合した観光への取り組みを支援することで、本県のスポーツ市場の拡大を図ることを目的とする。

## 3 事業期間

交付決定日～令和6年2月中とし、令和6年2月29日までに事業費の精算及び実績報告を行うこと。

## 4 資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に、本店又は支店等の事業所を有する法人であること。共同事業体（役割や費用の分担等が協定書等により定められているものに限る。）の場合は、沖縄県内に事業所を有する法人が代表事業者であること。
- (2) 事業の目的を理解し、補助事業を適切に遂行するために必要な人員、管理体制、経営基盤等を有していること。
- (3) 同一事業又は内容で、国、公共団体又はそれに準ずる公的制度による補助（委託を含む）等を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

### 【参考】地方自治法施行令（抄）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続の申立てがなされている団体でないこと。
- (7) 直近の法人事業税及び法人県民税について滞納がないこと。
- (8) 共同事業体の場合、構成する全ての者が(4)～(7)の要件を満たすこと。

## 5 補助の対象

### (1) 対象となるスポーツアクティビティ

補助の対象となるスポーツアクティビティは、県内で今後ツーリズムコンテンツとしての活用が見込まれるアクティビティであって、概ね次に掲げるものとする。

- ① 自転車を活用したアクティビティ
- ② ランニングやウォーキングを活用したアクティビティ
- ③ モータースポーツ
- ④ アーバンスポーツ
- ⑤ 武道
- ⑥ アウトドア（キャンプ、フィッシング等）
- ⑦ 沖縄らしいスポーツアクティビティとデジタル技術の融合（AR、VR等）
- ⑧ その他、県内で今後ツーリズムコンテンツとしての活用が見込まれるアクティビティ

### (2) 対象となる取組

補助の対象となる取組は、本事業完了後、商品化が見込める事業であって、商品化に向けた販促活動等、概ね次に掲げる取組とする。

- ① 周知・広報に係る取組（広告制作、メディアへの掲出 等）
- ② 観光客の参加意欲を高める取組（キャンペーン 等）
- ③ 参加者の利便性向上につながる取組（販売・予約システムの構築 等）

## 6 補助率及び補助上限額

### (1) 補助率 補助対象経費（税抜）の3分の2以内

※ 事業完了後の検査において、交付決定した取組を実施していなかったことが判明した場合や交付決定した取組と異なる内容を実施していたことが判明した場合は、交付決定の取消や補助率を減じて額を確定することがある。

### (2) 補助上限額 500万円

## 7 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であって、別表のとおりとする。

## (2) 補助対象外経費

次に掲げる経費は、事業の実施に直接必要な経費であっても、補助の対象とならないので留意すること。

- ① 事業期間外に発生した経費
- ② 証憑書類（発注書、契約書、領収書等）が確認できない経費
- ③ 通常業務に要する経費（家賃、光熱水費等）
- ④ 会食、飲食等に要する経費
- ⑤ 手数料（振込手数料、代引き手数料等）
- ⑥ 消費税及び地方消費税
- ⑦ その他、事業の実施に関係のない経費や不適切と認められる経費

## 8 応募方法

### (1) 提出期限 随時

※ 提出順に審査を行い、順次、審査結果を通知する。  
なお、最終受付は令和5年10月13日（金）17時00分（厳守）とする。

### (2) 提出先、提出方法及び数量等

#### ① 提出先

11 問合せ先に同じ。

#### ② 提出方法

- ア (3) 提出資料を、持参又は郵送にて提出すること。  
郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとることとし、提出期限必着とする。
- イ 提出書類は、順序よく並べ、合紙を挟みインデックスを付すこと。
- ウ A4、長辺2穴、ホッチキス不可とする。

#### ③ 数量等

- ア (3) 提出書類 ①～⑦ を1セットとし、9セット（正本1セット、副本8セット）
- イ (3) 提出書類 ⑧～⑫ を各1部（正本1部）
- ウ 全ての提出書類を保存した電子媒体（CD-R等）を1部

### (3) 提出書類

- ① 【様式1】 応募申請書
- ② 【様式2】 会社概要表
- ③ 【様式3】 補助金等実績書
- ④ 【様式4】 企画提案書（※ 任意様式）
  - ・ A4、横向き、15ページ以内とする。【様式4】 企画提案書には、【様式4-3】 企画提案書（要約版）に記載されている項目を全て含むこと。
  - ・ 2次審査（プレゼンテーション審査）は、【様式4】 企画提案書を用いて行うこととし、新たな資料の提出や内容の説明を行わないこと。
- ④-2 【様式4-2】 企画提案書（概要版）（※ 任意様式）

- ・ A4、横向き、1ページ以内とする。概要版は、【様式4】企画提案書の内容を簡潔にまとめ、作成すること。
- ④-3 【様式4-3】企画提案書（要約版）
- ⑤ 【様式5】事業スケジュール
- ⑥ 【様式6】事業執行体制
- ⑥-2 【様式6-2】業務経歴書
- ⑦ 【様式7】収支予算書
- ⑧ 【様式8】誓約書
- ⑨ 納税証明書（法人事業税及び法人県民税）（※ コピー可）
- ⑩ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書
- ⑪ 履歴事項全部証明書（※ コピー可）
- ⑫ 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る。）（※ 任意様式）

#### (4) 質問の受付

応募要領に係る質問がある場合は、【様式10】質問書をメールで提出すること。

- ① 提出先 aa082200@pref.okinawa.lg.jp
  - ・ メール件名を「【質問書】新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業」とすること。
  - ・ 受信後、翌開庁日までに拝受連絡を返信するので、受信確認のための電話連絡は不要とする。
- ② 受付期限 随時
  - ※ 最終受付は令和5年10月5日（木）17時00分（厳守）とする。
- ③ 回答方法 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課ホームページに掲載
- ④ 最終回答日 令和5年10月11日（水）までに掲載予定

### 9 今後のスケジュール（予定）

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 審査結果通知          | 応募書類提出（受付）から約2週間程度<br>（※ 審査状況による。なお、2次審査（プレゼンテーション審査）は省略し、必要に応じて質問やヒアリング等を行う場合がある。） |
| (2) 補助金交付申請及び交付決定   | (1) 審査結果の通知後、すみやかに行う。   |
| (3) 事業期間（補助対象経費の発生） | 交付決定日～令和6年2月中   |
| (4) 実績報告書の提出        | 令和6年2月29日   |
| (5) 補助金検査           | 事業完了後（令和6年3月中）  |
| (6) 額の確定（通知）        | 検査後（令和6年3月中）  |
| (7) 補助金の交付（精算払い）    | 額の確定後（令和6年4月～5月）  |

### 10 その他留意事項

- (1) 補助金の交付を受けるにあたっては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日規則第102号）をはじめ、関係法令等を遵守の上、補助金の適正な執行に努めること。

- (2) 単発のイベント等ではなく、持続可能な事業とし、事業完了後、商品化が見込めるコンテンツであること。
- (3) 同一の者が、複数の事業で応募することは不可とする。
- (4) 応募書類等の作成や2次審査への参加等、応募に要する経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された応募書類等については返却しない。
- (6) 補助事業の審査の内容及び経過については公表しない。
- (7) 補助事業者は、事業終了後も、本県が行う追跡調査や事後評価等に対応すること。
- (8) 補助事業者は、補助対象経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、補助対象事業を廃止又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

## 11 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 スポーツ企画班 畠山（はたけやま）

電話：098-866-2708 F A X：098-866-2729

別表

経費区分	補助対象経費	内容
事業費	賃金	事業実施に必要な一時的なアルバイト等に要する賃金
	旅費	事業実施に必要な出張又は専門家等招聘に要する経費
	需用費	事業実施に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費等であつて、当該事業のために使用されることが確認できる経費
	役員費	事業実施に必要な広告宣伝費、保険料、デザイン料、通信運搬費、原稿料等に要する経費
	委託料	事業実施に必要な業務のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
	使用料及び賃借料	事業実施に必要な会場使用料、駐車場使用料、備品、機械設備等の使用料等に要する経費
	報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
	その他補助事業に必要な経費	事業実施に必要な経費であつて、他のいずれの区分にも属さないもの。当該事業のために使用されることが特定、確認できるもの。

備考

消費費税及び地方消費税は補助対象外とする。したがって、消費税及び地方消費税が含まれる経費については、消費税及び地方消費税を減算した額を経費算入すること。